

独立行政法人都市再生機構  
機械設備工事積算特記基準

令和8年6月版

—— 社会課題を、超えていく。 ——



UR都市機構

「独立行政法人都市再生機構機械設備工事積算特記基準」は、独立行政法人都市再生機構における積算基準として適用する公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の一部を読み替え及び追加等するものである。

\* 都市再生機構機械設備工事積算特記基準の表中の項目は、公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の項目を示す。

## 目 次

1 編	総 則	1
2 編	数 量	8
3 編	単 価	8

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）
1 編 総則	1 章 工事費の積算
1 節 目的 及び適用範囲 1.1.2 適用範囲	<p><u>1.1.2 は、以下に読み替える。</u></p> <p>1 本基準は、独立行政法人都市再生機構が発注する住宅等の機械設備工事の積算に適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県、市町村等に委託する工事又は国、都道府県、市町村等から受託する工事については、当該事業主体の定めによることができる。</p> <p>3 工法、発注方式、工事規模及び内容等が特殊なものでこの基準によることが適当でないと判断される場合には、別途、定めることができる。</p> <p>4 屋外整備工事（土木工事、造園工事）は、独立行政法人都市再生機構「土木・造園工事積算要領」を適用する。</p>
1.5.2.4 総合発注（一括発注）工事の 共通仮設費	<p><u>1.5.2.4 は、以下に読み替える。</u></p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。</p> <p>なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\begin{aligned} \text{総合発注工事の共通仮設費} = &amp; A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 \\ &amp; + A_5 \times \alpha_5 + A_6 \times \alpha_6 + A_7 \times \alpha_7 + A_8 \times \alpha_8 \end{aligned}</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p><math>A_1</math> : 建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_2</math> : 土木工事の共通仮設費対象額 ただし、共通仮設費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_3</math> : 機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_4</math> : 電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_5</math> : 造園工事の共通仮設費対象額 ただし、共通仮設費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_6</math> : 保全工事（建築）の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_7</math> : 保全工事（機械）の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_8</math> : 保全工事（電気）の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>\alpha_1</math> : <math>A_1</math>の額に対する建築工事の共通仮設費率</p> <p><math>\alpha_2</math> : <math>A_2</math>の額に対する土木工事の共通仮設費率</p> <p><math>\alpha_3</math> : <math>A_3</math>の額に対する機械設備工事の共通仮設費率</p> <p><math>\alpha_4</math> : <math>A_4</math>の額に対する電気設備工事の共通仮設費率</p> <p><math>\alpha_5</math> : <math>A_5</math>の額に対する造園工事の共通仮設費率</p> <p><math>\alpha_6</math> : <math>A_6</math>の額に対する保全工事（建築）の共通仮設費率</p> <p><math>\alpha_7</math> : <math>A_7</math>の額に対する保全工事（機械）の共通仮設費率</p> <p><math>\alpha_8</math> : <math>A_8</math>の額に対する保全工事（電気）の共通仮設費率</p>

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）
<p>1.5.3.4 総合発注（一括発注）工事の現場管理費</p>	<p>1.5.3.4 は、以下に読み替える。</p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。</p> <p>なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\begin{aligned} \text{総合発注工事の現場管理費} = &amp; A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 \\ &amp; + A_5 \times \alpha_5 + A_6 \times \alpha_6 + A_7 \times \alpha_7 + A_8 \times \alpha_8 \end{aligned}</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p><math>A_1</math> : 建築工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_2</math> : 土木工事の現場管理費対象額</p> <p>ただし、現場管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_3</math> : 機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_4</math> : 電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_5</math> : 造園工事の現場管理費対象額</p> <p>ただし、現場管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_6</math> : 保全工事（建築）の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_7</math> : 保全工事（機械）の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_8</math> : 保全工事（電気）の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>\alpha_1</math> : <math>A_1</math>の額に対する建築工事の現場管理費率</p> <p><math>\alpha_2</math> : <math>A_2</math>の額に対する土木工事の現場管理費率</p> <p><math>\alpha_3</math> : <math>A_3</math>の額に対する機械設備工事の現場管理費率</p> <p><math>\alpha_4</math> : <math>A_4</math>の額に対する電気設備工事の現場管理費率</p> <p><math>\alpha_5</math> : <math>A_5</math>の額に対する造園工事の現場管理費率</p> <p><math>\alpha_6</math> : <math>A_6</math>の額に対する保全工事（建築）の現場管理費率</p> <p><math>\alpha_7</math> : <math>A_7</math>の額に対する保全工事（機械）の現場管理費率</p> <p><math>\alpha_8</math> : <math>A_8</math>の額に対する保全工事（電気）の現場管理費率</p>

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）
<p>1.5.4.4 総合発注（一括発注）工事の一般管理費等</p>	<p>1.5.4.4 は、以下に読み替える。</p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計によるものとし、詳細は以下の通りとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{総合発注工事の一般管理費等} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 + A_5 \times \alpha_5 + A_6 \times \alpha_6 + A_7 \times \alpha_7 + A_8 \times \alpha_8</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A<sub>1</sub>：建築工事の工事原価  A<sub>2</sub>：土木工事の一般管理費対象額  ただし、一般管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p>A<sub>3</sub>：機械設備工事の工事原価  A<sub>4</sub>：電気設備工事の工事原価  A<sub>5</sub>：造園工事の一般管理費対象額  ただし、一般管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p>A<sub>6</sub>：保全工事（建築）の工事原価  A<sub>7</sub>：保全工事（機械）の工事原価  A<sub>8</sub>：保全工事（電気）の工事原価</p> <p>α<sub>1</sub>：A<sub>1</sub>の額に対する建築工事の一般管理費等率  α<sub>2</sub>：A<sub>2</sub>の額に対する土木工事の一般管理費等率  α<sub>3</sub>：A<sub>3</sub>の額に対する機械設備工事の一般管理費等率  α<sub>4</sub>：A<sub>4</sub>の額に対する電気設備工事の一般管理費等率  α<sub>5</sub>：A<sub>5</sub>の額に対する造園工事の一般管理費等率  α<sub>6</sub>：A<sub>6</sub>の額に対する保全工事（建築）の一般管理費等率  α<sub>7</sub>：A<sub>7</sub>の額に対する保全工事（機械）の一般管理費等率  α<sub>8</sub>：A<sub>8</sub>の額に対する保全工事（電気）の一般管理費等率</p>
<p>7 節 変更工事 1.7.1 変更工事</p>	<p>1.7.1 の2は、以下に読み替える。</p> <p>2 落札率は、次式により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{落札率} = \frac{\text{当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額}}{\text{当初工事費内訳書記載の工事価格}}</math> </div> <p>ただし、落札率は小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）までを求める。</p>

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）																											
10 節 端数 整理 1.10.1 端数 整理	<p data-bbox="395 203 826 237"><u>1.10.1として、以下を追記する。</u></p> <p data-bbox="395 248 1390 331">工事費積算に係る数量及び金額の端数は、次の1及び2に定めるところにより整理する。</p> <p data-bbox="395 342 1366 425">1 内訳書に計上する数量……原則として小数点以下第2位を四捨五入する。 ただし、100以上の数値については四捨五入して整数とする。</p> <p data-bbox="395 436 735 470">2 内訳書に計上する金額</p> <p data-bbox="448 481 743 515">(1) 単価及び複合単価</p> <table data-bbox="512 526 1366 712"> <tr> <td>10,000円以上</td> <td>……………</td> <td>100円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>10,000円未満 ……</td> <td>10円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>100円以上</td> <td>1,000円未満 ……</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>100円未満</td> <td>……………</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> </table> <p data-bbox="448 723 659 757">(2) 細目等</p> <table data-bbox="512 768 1366 1003"> <tr> <td>細目（数量×単価）</td> <td>……………</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>科目（細目の計）</td> <td>……………</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>種目（科目の計）</td> <td>……………</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>工事価格（内訳書の合計金額）</td> <td>……………</td> <td>1,000円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>消費税等相当額</td> <td>……………</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> </table>	10,000円以上	……………	100円未満切捨て	1,000円以上	10,000円未満 ……	10円未満切捨て	100円以上	1,000円未満 ……	1円未満切捨て	100円未満	……………	1円未満切捨て	細目（数量×単価）	……………	1円未満切捨て	科目（細目の計）	……………	1円未満切捨て	種目（科目の計）	……………	1円未満切捨て	工事価格（内訳書の合計金額）	……………	1,000円未満切捨て	消費税等相当額	……………	1円未満切捨て
10,000円以上	……………	100円未満切捨て																										
1,000円以上	10,000円未満 ……	10円未満切捨て																										
100円以上	1,000円未満 ……	1円未満切捨て																										
100円未満	……………	1円未満切捨て																										
細目（数量×単価）	……………	1円未満切捨て																										
科目（細目の計）	……………	1円未満切捨て																										
種目（科目の計）	……………	1円未満切捨て																										
工事価格（内訳書の合計金額）	……………	1,000円未満切捨て																										
消費税等相当額	……………	1円未満切捨て																										

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）													
別表－6 共通費率	別表－6「共通費率」は、以下に読み替える。													
	<p>共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="395 338 1388 539"> <tr> <td data-bbox="395 338 491 389">直接工事費</td> <td data-bbox="491 338 986 389">500万円以下</td> <td data-bbox="986 338 1388 389">500万円を超える</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 389 491 441">    上限</td> <td data-bbox="491 389 986 441">6.71%</td> <td data-bbox="986 389 1388 441"><math>18.161 \times P^{-0.116960}</math></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 441 491 492">共通仮設費率</td> <td colspan="2" data-bbox="491 441 1388 492">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 492 491 539">    下限</td> <td data-bbox="491 492 986 539">5.99%</td> <td data-bbox="986 492 1388 539"><math>16.211 \times P^{-0.116960}</math></td> </tr> </table> <p>算定式</p> $K_r = 19.364 \times P^{-0.170} \times T^{0.170}$ <p>ただし、<math>K_r</math>：共通仮設費率（%）  <math>P</math>：直接工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う  <math>T</math>：工期（か月）</p> <p>注1. <math>K_r</math>の値、上限及び下限の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>注2. （1）工期は、日数を30日で除し、その値は小数点以下2位を四捨五入して1位止めとする。  （2）工期は、設計図書において定める監理技術者について、専任を要しない期間がある場合には、その期間を控除するものとする。</p>			直接工事費	500万円以下	500万円を超える	上限	6.71%	$18.161 \times P^{-0.116960}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率		下限	5.99%
直接工事費	500万円以下	500万円を超える												
上限	6.71%	$18.161 \times P^{-0.116960}$												
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率													
下限	5.99%	$16.211 \times P^{-0.116960}$												
共通仮設費率（昇降機設備工事）														
共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp} ( 4.577 - 0.323 \times \log_e P ) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ <p><math>K_r</math>：共通仮設費率（%）（注4）  <math>P</math>：直接工事費（千円）</p>													
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) <math>\text{Exp}(\ )</math>は、指数関数 <math>e^{(\ )}</math>を表す。<math>e</math>は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) <math>P</math>が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> $5,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 500,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) <math>K_r</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>														
（公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）														

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）		
現場管理費率			
純工事費	500万円以下	500万円を超える	
上限	37.17%	$210.711 \times N_p^{-0.203692}$	
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率		
下限	24.55%	$139.163 \times N_p^{-0.203692}$	
算定式			
$J_o = 273.527 \times N_p^{-0.399} \times T^{0.622}$			
ただし、 $J_o$ ：現場管理費率（%）			
$N_p$ ：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う			
$T$ ：工期（か月）			
注1. $J_o$ の値、上限及び下限の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			
注2. （1）工期は、日数を30日で除し、その値は小数点以下2位を四捨五入して1位止めとする。			
（2）工期は、設計図書において定める監理技術者について、専任を要しない期間がある場合には、その期間を控除するものとする。			
現場管理費率（昇降機設備工事）			
現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp} ( 7.438 - 0.448 \times \log_e N_p ) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ $J_o : \text{現場管理費率} (\%) (\text{注} 4)$ $N_p : \text{純工事費} (\text{千円})$		
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
(注2) $\text{Exp}(\ )$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。 $e$ は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。			
(注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。			
$5,000 (\text{千円}) \leq N_p \leq 500,000 (\text{千円})$			
(注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）			

一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	300万円以下	300万円を超え、 30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	20.11%	一般管理費等率算定式 により算定された率	9.34%

算定式

$$G_p = 32.597 - 3.591 \times \log_{10}(C_p)$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%）

$C_p$ ：工事原価（千円）

注1.  $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）
2編 数量	2章 直接工事費
8節 土工事 2.8.4 残土処分	<u>2.8.4に、以下を追記する。</u> 4 構外処分で土捨場が指定された場合には、3項の規定に加え、必要に応じて有料道路の通行料金を計上する。
2編 数量	3章 共通仮設費
1節 一般事項 3.1.1 一般事項	<u>3.1.1に、以下を追記する。</u> 5 月数の算定は、日数を30日で除し、小数点以下第2位を四捨五入する。
3編 単価	1章 総則
1節 基本的事項 1.1.2 一般事項	<u>1.1.2として、以下を追記する。</u> 1 単価は、地域ごとかつ原則として各年度に定める。 2 単価は、原則として当該工事を所掌する本部長及び支社長（以下「本部長等」という。）が近接の本部長等と総合調整を図り定める。 3 社会経済動向により一般的な資材に比べて特に価格変動が著しく、工事時に大きく影響を及ぼす資材については、本社と協議の上、特定資材として指定することができる。特定資材の単価は、設計時又は積算時に定めることができるものとする。
2節 単価の算定 1.2.1 複合単価	<u>1.2.1に、以下を追記する。</u> 複合単価は、各地域別に当該年度の適切な時期に2章「標準歩掛り」による複合単価と物価資料等の掲載価格を勘案し、市場動向に対応した単価を設定する。 <u>1.2.1の(1)は、以下に読み替える。</u> 材料単価は、物価資料等の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。
1.2.2 市場単価	<u>1.2.2に、以下を追記する。</u> 市場単価は、季刊ごとに定める。
1.2.5 特許使用料	<u>1.2.5として、以下を追記する。</u> 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣される技術者等に要する費用を合計した額とする。

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）									
3編 単価 2章 標準歩掛り										
2節 配管工事 2.2.1 配管工事 2.2.1.1 一般事項	表 2.2.36 は、以下に読み替える。									
	さや管ヘッダー工法（内管、さや管） （給水・給湯） メカニカル接合									
	摘 要		単 位	材 料				配管工 [ 人 ]	はつり 補修	その他
	施 工 箇 所	呼び径		管 [ m ]	継手 [個]	接合材等	支持金物			
	屋 内 専 用 配 管 ( 内 管 )	10	m	1.08	積上げ	1式 (管単価 ×0.15)	-	0.016	-	1式
		13								
		16								
		20								
	屋 内 専 用 配 管 ( さ や 管 )	22	m	1.10	-	1式 (管単価 ×0.05)	1式 (管単価 ×0.15)	0.041	-	1式
		25						0.047		
28		0.052								
30		0.056								
36		0.057								
(注) 1. 特殊な設計で、上表の乗率を適用することが不適当と判断される場合は積上げによる。 2. [屋内専用配管] 墨出し、接合、支持金物取付け、小運搬及び水圧試験を含む。 3. 「その他」の率対象は、配管工とする。										
(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）										

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）								
<p>表 2.2.37 は、以下に読み替える。</p>									
<p>さや管ヘッダー工法（内管、さや管） 同時施工 （給水・給湯） メカニカル接合</p>									
摘 要		単 位	材 料				配管工 [ 人 ]	はつり 補修	その他
施 工 箇 所	呼び径		管 [ m ]	継手 [個]	接合材等	支持金物			
屋内専用 配管 (内管)	10	m	1.08	積上げ	1式 (管単価 ×0.15)	-	-	-	1式
	13								
	16								
	20								
屋内専用 配管 (さや管)	22	m	1.10	-	1式 (管単価 ×0.05)	1式 (管単価 ×0.15)	0.041	-	1式
	25						0.047		
	28						0.052		
	30						0.056		
	36						0.057		
<p>(注) 1. 特殊な設計で、上表の乗率を適用することが不相当と判断される場合は積上げによる。  2. [屋内専用配管] 墨出し、接合、支持金物取付け、小運搬及び水圧試験を含む。  3. 「その他」の率対象は、配管とする。</p> <p>(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様)</p>									

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）								
表 2.2.38 は、以下に読み替える。									
硬質ポリ塩化ビニル管（VP）、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）									
排水用リサイクル硬質塩化ビニル管（REP-VU）、建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 （排水・通気）									
摘 要		単位	材 料				配管工 [ 人 ]	はつり 補修	その他
施 工 箇 所	呼び径		管 [ m ]	継手	接合材等	支持金物			
屋内共用 配管	16	m	1.10	1式 (管単価 ×0.20)	1式 (管単価 ×0.10)	1式 (管単価 ×0.25)	0.046	-	1式
	20						0.062		
	25						0.074		
	30						0.079		
	40						0.101		
	50						0.128		
	65						0.163		
	75						0.190		
	100						0.245		
	125						0.301		
	150						0.356		
	200						0.466		
	250						0.577		
	300						0.688		
屋内専用 配管	16	m	1.10	1式 (管単価 ×0.50)	1式 (管単価 ×0.10)	1式 (管単価 ×0.25)	0.055	-	1式
	20						0.074		
	25						0.089		
	30						0.095		
	40						0.121		
	50						0.154		
	65						0.196		
	75						0.228		
	100						0.294		
	125						0.361		
	150						0.427		
	200						0.559		
	250						0.692		
	300						0.826		
屋外埋設 配管	16	m	1.05	1式 (管単価 ×0.15)	1式 (管単価 ×0.10)	-	0.032	-	1式
	20						0.043		
	25						0.052		
	30						0.055		
	40						0.071		
	50						0.190		
	65						0.114		
	75						0.133		
	100						0.172		
	125						0.211		
	150						0.249		
	200						0.326		
	250						0.404		
	300						0.482		
(注) 1. 特殊な設計で、上表の乗率を適用することが不適当と判断される場合は積上げによる。									

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）																																						
	2. [屋内共用配管・屋内専用配管] 墨出し、接合、支持金物取付け、小運搬及び満水試験を含む。 3. [屋外埋設配管] 墨出し、接合、小運搬及び満水試験を含む。掘削及び埋戻しを含まない。 4. リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）、建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管は屋内用とする。 5. 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管（REP-VU）は屋外埋設用とする。 6. 「その他」の率対象は、配管工とする。 （公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）																																						
	<b>表 2.2.41 は、以下に読み替える。</b>																																						
	硬質ポリ塩化ビニル管（VP・VU）、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS-VU） （換気）単管路型																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="4">材 料</th> <th rowspan="2">配管工 [ 人 ]</th> <th rowspan="2">はつり 補修</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>呼び径</th> <th>管 [ m ]</th> <th>継手 [個]</th> <th>接合材等</th> <th>支持金物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋 内 配 管</td> <td>100</td> <td rowspan="3">m</td> <td rowspan="3">1.10</td> <td rowspan="3">積上げ</td> <td rowspan="3">1式 (管単価 ×0.10)</td> <td rowspan="3">1式 (管単価 ×0.25)</td> <td>0.294</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">1式</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.361</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.427</td> </tr> </tbody> </table>									摘 要		単 位	材 料				配管工 [ 人 ]	はつり 補修	その他	施 工 箇 所	呼び径	管 [ m ]	継手 [個]	接合材等	支持金物	屋 内 配 管	100	m	1.10	積上げ	1式 (管単価 ×0.10)	1式 (管単価 ×0.25)	0.294	-	1式	125	0.361	150	0.427
摘 要		単 位	材 料				配管工 [ 人 ]	はつり 補修	その他																														
施 工 箇 所	呼び径		管 [ m ]	継手 [個]	接合材等	支持金物																																	
屋 内 配 管	100	m	1.10	積上げ	1式 (管単価 ×0.10)	1式 (管単価 ×0.25)	0.294	-	1式																														
	125						0.361																																
	150						0.427																																
	（注）1. 特殊な設計で、上表の乗率を適用することが不適当と判断される場合は積上げによる。 2. [屋内配管] 墨出し、接合、支持金物取付け及び小運搬を含む。 3. 「その他」の率対象は、配管工とする。 （公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）																																						
	<b>表 2.2.42 は、以下に読み替える。</b>																																						
	換気用耐火二層管（VP・VU） （換気）単管路型																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="4">材 料</th> <th rowspan="2">配管工 [ 人 ]</th> <th rowspan="2">はつり 補修</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>呼び径</th> <th>管 [ m ]</th> <th>継手 [個]</th> <th>接合材等</th> <th>支持金物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋 内 配 管</td> <td>100</td> <td rowspan="3">m</td> <td rowspan="3">1.10</td> <td rowspan="3">積上げ</td> <td rowspan="3">1式 (管単価 ×0.03)</td> <td rowspan="3">1式 (管単価 ×0.07)</td> <td>0.341</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">1式</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.418</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.495</td> </tr> </tbody> </table>									摘 要		単 位	材 料				配管工 [ 人 ]	はつり 補修	その他	施 工 箇 所	呼び径	管 [ m ]	継手 [個]	接合材等	支持金物	屋 内 配 管	100	m	1.10	積上げ	1式 (管単価 ×0.03)	1式 (管単価 ×0.07)	0.341	-	1式	125	0.418	150	0.495
摘 要		単 位	材 料				配管工 [ 人 ]	はつり 補修	その他																														
施 工 箇 所	呼び径		管 [ m ]	継手 [個]	接合材等	支持金物																																	
屋 内 配 管	100	m	1.10	積上げ	1式 (管単価 ×0.03)	1式 (管単価 ×0.07)	0.341	-	1式																														
	125						0.418																																
	150						0.495																																
	（注）1. 特殊な設計で、上表の乗率を適用することが不適当と判断される場合は積上げによる。 2. [屋内配管] 墨出し、接合、支持金物取付け及び小運搬を含む。 3. 「その他」の率対象は、配管工とする。 （公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）																																						

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）																			
5節 塗装及び防錆工事 2.5.1 塗装及び防錆工事 2.5.1.1 一般事項	表 2.5.4 は、以下に読み替える。																			
	配管防食 (1/2)																			
	摘 要			材 料								雑材料	運搬費	配管工 [人]	その他					
	区分	施工箇所	呼び径	プラスチックテープ 1/2重ね1回巻き[m]					ペトロラタム系防食 テープ 1/2重ね1回巻き [m]											
				25幅	50幅	75幅	100幅	150幅	200幅	50幅	100幅					150幅	200幅			
	鉛管	コンクリート内	m											1式 (材料費+雑材料費) × 0.05	1式 (材料費+雑材料費) × 0.03	1式				
				30	-	6.4	-	-	-	-	-	-	-				-	-	-	0.007
				40	-	7.3	-	-	-	-	-	-	-				-	-	-	0.008
				50	-	9.1	-	-	-	-	-	-	-				-	-	-	0.009
				65	-	-	7.7	-	-	-	-	-	-				-	-	-	0.011
75				-	-	9.0	-	-	-	-	-	-	-				-	-	0.013	
100				-	-	11.5	-	-	-	-	-	-	-				-	-	0.016	
鋼管	地中埋設(ペトロラタム系防食テープ)	m	15	-	3.3	-	-	-	-	3.1	-	-	-	1式 (材料費+雑材料費) × 0.05	1式 (材料費+雑材料費) × 0.03	1式				
			20	-	4.1	-	-	-	-	3.9	-	-	-							
			25	-	5.0	-	-	-	-	4.8	-	-	-							
			32	-	6.2	-	-	-	-	6.1	-	-	-							
			40	-	7.0	-	-	-	-	6.9	-	-	-							
			50	-	-	-	4.3	-	-	-	4.3	-	-							
			65	-	-	-	5.4	-	-	-	5.4	-	-							
			80	-	-	-	6.3	-	-	-	6.2	-	-							
			100	-	-	-	8.1	-	-	-	8.0	-	-							
			125	-	-	-	-	7.0	-	-	-	6.5	-							
			150	-	-	-	-	7.7	-	-	-	7.7	-							
			200	-	-	-	-	-	7.5	-	-	-	7.5							
			250	-	-	-	-	-	9.3	-	-	-	9.3							
300	-	-	-	-	-	11.8	-	-	-	11.0										
(注) 1. 「その他」の率対象は、材料、雑材料、運搬費、配管工とする。 (公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様)																				

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）					
9 節 ポンプ類 2.9.1 ポンプ類 2.9.1.1 一般事項	表 2.9.1(つづき)は、以下に読み替える。					
	細目	摘要 電動機出力	単位	設備機械工 [人]	その他	備考
	小形給水ポンプ ユニット  水道用直結加圧形ポンプユニット	0.75 kW 以下	基	1.97	1 式	摘要欄の電動機出力は、ポンプ1台当たりとする。 歩掛りは、1ユニット(ポンプ2台)当たりとする。 防振基礎の場合は20%増しとする。
		1.5 kW 以下		2.12		
		2.2 kW 以下		2.20		
		3.7 kW 以下		2.46		
		5.5 kW 以下		2.84		
		7.5 kW 以下		3.28		
	汚水、雑排水、 汚物用水中ポンプ	0.4 kW 以下	台	0.97	1 式	
		0.75 kW 以下		1.00		
		1.5 kW 以下		1.23		
		2.2 kW 以下		1.35		
		3.7 kW 以下		1.50		
		5.5 kW 以下		1.93		
		7.5 kW 以下		2.31		
		11.0 kW 以下		3.13		
	消火ポンプ (ユニット形)	5.5 kW 以下	台	3.77	1 式	
		11.0 kW 以下		5.13		
		15.0 kW 以下		5.93		
		19.0 kW 以下		7.00		
		22.0 kW 以下		8.28		
		30.0 kW 以下		9.96		
		37.0 kW 以下		14.67		
深井戸用水中ポンプ	3.7 kW 以下	台	0.74	1 式	揚水管の据付は含まない。	
	5.5 kW 以下		1.07			
	7.5 kW 以下		1.16			
	15.0 kW 以下		1.49			
	22.0 kW 以下		1.81			
	37.0 kW 以下		2.22			
	55.0 kW 以下		2.70			
(注) 1. 本体等の芯出し、据付け、清掃及び試験調整を含む。						
2. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。						
(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様)						

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）			
10 節 空気 調和設備工 事 2.10.1 空気 調和設備工 事 2.10.1.1 一 般事項	表 2.10.8 は、以下に読み替える。			
	細目	摘要	単位	備考
	アングルフランジ工法ダクト	低圧ダクト、排煙ダクト	㎡	
	共板フランジ工法ダクト	低圧ダクト	㎡	
	スパイラルダクト	低圧ダクトの100～350φ	m	
	チャンパー	低圧用	㎡	
	組立チャンパー	低圧用	㎡	
	ボックス	低圧用	㎡	
	線状吹出口用ボックス	BL-S、BL-D 低圧用	㎡	
	既製品ボックス	取付費	個	シーリングディフューザー用、BL-S、BL-D 用
	吹出口類	取付費	個	(ユニバーサル形、ノズル形、シーリングディフューザー、線状)
	吸込口（スリット形）	取付費	個	
	排煙口	取付費	個	
	ダンパー類	取付費	個	風量調節ダンパー類 防火ダンパー類
	点検口	取付費	個	
	風量測定口	取付費	個	
	ベントキャップ	取付費	個	
(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様)				

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）					
11 節 給排水衛生設備工事 2.11.3 排水設備 2.11.3.1 一般事項	表 2.11.9(つづき)は、以下に読み替える。					
	細目	摘要	単位	材 料 トラップ等[個]	配管工 [人]	その他
	ガンリントラップ	100×50	個	1	0.80	1 式
	ドラムトラップ (铸铁製)	40	個	1	0.20	1 式
		50			0.23	
		80			0.29	
	床下掃除口	40	個	1	0.08	1 式
		50			0.09	
		65			0.10	
		80			0.11	
		100			0.13	
		125			0.15	
		150			0.18	
	間接排水口	15	個	1	0.04	1 式
		20			0.04	
		25			0.06	
		32			0.08	
		40			0.10	
		50			0.12	
		65			0.14	
		80			0.16	
		100			0.18	
		125			0.20	
150		0.22				
200		0.24				
250	0.26					
通気金物(VA2)	50	個	1	0.16	1 式	
	80			0.16		
	100			0.16		
防水継手		個	1	0.31	1 式	
(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工とする。						
(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様)						

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）																																																																																																																																																																																																																																												
2.11.4 樹	表 2.11.14 は、以下に読み替える。																																																																																																																																																																																																																																												
2.11.4.1 一般事項	2.11.4.1 一 弁樹類 <table border="1" data-bbox="395 286 1385 1518"> <thead> <tr> <th rowspan="3">細目</th> <th colspan="2">摘要</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="7">複 合 単 価</th> <th>材 料</th> <th rowspan="3">雑材料</th> <th rowspan="3">特殊作業員 人</th> <th rowspan="3">普通作業員 人</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">呼び径・樹径</th> <th rowspan="2">深さ</th> <th>硬質塩化ビニル管(VP)</th> <th>コンクリート</th> <th>砂利地業</th> <th>モルタル</th> <th>型枠</th> <th>根切り</th> <th>埋戻し</th> <th>建設発生土処理</th> <th>ふた</th> </tr> <tr> <th>m</th> <th>m<sup>3</sup></th> <th>m<sup>3</sup></th> <th>m<sup>3</sup></th> <th>m<sup>2</sup></th> <th>m<sup>3</sup></th> <th>m<sup>3</sup></th> <th>m<sup>3</sup></th> <th>m<sup>3</sup></th> <th>個</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">弁樹</td> <td>25以下</td> <td>550</td> <td rowspan="6">組</td> <td>0.60</td> <td>—</td> <td>0.02</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.39</td> <td>0.29</td> <td>0.10</td> <td>B1 1</td> <td rowspan="6">1式 (材料費×0.05)</td> <td>0.36</td> <td>0.08</td> <td rowspan="13">1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40以下</td> <td>550</td> <td>—</td> <td>0.050</td> <td>0.02</td> <td>—</td> <td>1.22</td> <td>1.24</td> <td>1.15</td> <td>0.09</td> <td>B1 1</td> <td>0.36</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>850</td> <td>—</td> <td>0.109</td> <td>0.03</td> <td>—</td> <td>2.05</td> <td>2.00</td> <td>1.83</td> <td>0.17</td> <td>B1 1</td> <td>0.36</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50～80</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>0.137</td> <td>0.06</td> <td>—</td> <td>2.44</td> <td>2.07</td> <td>1.81</td> <td>0.26</td> <td>MHA-P300 1</td> <td>0.36</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>—</td> <td>0.169</td> <td>0.06</td> <td>—</td> <td>3.08</td> <td>2.52</td> <td>2.21</td> <td>0.31</td> <td>MHA-P300 1</td> <td>0.36</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>100～200</td> <td>1,200</td> <td>—</td> <td>0.385</td> <td>0.10</td> <td>—</td> <td>5.80</td> <td>4.11</td> <td>3.38</td> <td>0.73</td> <td>MHA-P450 1</td> <td>0.41</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">量水器樹</td> <td rowspan="2">25～32</td> <td>450</td> <td rowspan="6">組</td> <td>—</td> <td>0.116</td> <td>0.07</td> <td>0.01</td> <td>1.92</td> <td>1.65</td> <td>1.40</td> <td>0.25</td> <td>MB-1 1</td> <td rowspan="6">1式 (材料費×0.05)</td> <td>0.36</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>750</td> <td>—</td> <td>0.173</td> <td>0.07</td> <td>0.02</td> <td>3.64</td> <td>2.39</td> <td>2.05</td> <td>0.34</td> <td>MB-1 1</td> <td>0.36</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40～65</td> <td>450</td> <td>—</td> <td>0.192</td> <td>0.12</td> <td>0.02</td> <td>2.88</td> <td>2.19</td> <td>1.71</td> <td>0.48</td> <td>MB-2 1</td> <td>0.47</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>750</td> <td>—</td> <td>0.277</td> <td>0.12</td> <td>0.03</td> <td>4.58</td> <td>3.17</td> <td>2.50</td> <td>0.67</td> <td>MB-2 1</td> <td>0.47</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">80～150</td> <td>450</td> <td>—</td> <td>0.374</td> <td>0.21</td> <td>0.04</td> <td>4.14</td> <td>3.15</td> <td>2.21</td> <td>0.94</td> <td>MB-3 1</td> <td>0.77</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>750</td> <td>—</td> <td>0.521</td> <td>0.21</td> <td>0.05</td> <td>6.60</td> <td>4.52</td> <td>3.20</td> <td>1.32</td> <td>MB-3 1</td> <td>0.77</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">点検口樹</td> <td>450×450</td> <td>400</td> <td rowspan="2">組</td> <td>—</td> <td>0.099</td> <td>0.08</td> <td>0.01</td> <td>1.92</td> <td>1.59</td> <td>1.33</td> <td>0.26</td> <td>WPM-A450 1</td> <td rowspan="2">1式 (材料費×0.05)</td> <td>0.41</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>800×600</td> <td>450</td> <td>—</td> <td>0.147</td> <td>0.13</td> <td>0.02</td> <td>2.73</td> <td>2.29</td> <td>1.77</td> <td>0.52</td> <td>MB-2 1</td> <td>0.47</td> <td>0.15</td> </tr> </tbody> </table>													細目	摘要		単位	複 合 単 価							材 料	雑材料	特殊作業員 人	普通作業員 人	その他	呼び径・樹径	深さ	硬質塩化ビニル管(VP)	コンクリート	砂利地業	モルタル	型枠	根切り	埋戻し	建設発生土処理	ふた	m	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	個	弁樹	25以下	550	組	0.60	—	0.02	—	—	0.39	0.29	0.10	B1 1	1式 (材料費×0.05)	0.36	0.08	1式	40以下	550	—	0.050	0.02	—	1.22	1.24	1.15	0.09	B1 1	0.36	0.08	850	—	0.109	0.03	—	2.05	2.00	1.83	0.17	B1 1	0.36	0.08	50～80	700	—	0.137	0.06	—	2.44	2.07	1.81	0.26	MHA-P300 1	0.36	0.08	900	—	0.169	0.06	—	3.08	2.52	2.21	0.31	MHA-P300 1	0.36	0.08	100～200	1,200	—	0.385	0.10	—	5.80	4.11	3.38	0.73	MHA-P450 1	0.41	0.11	量水器樹	25～32	450	組	—	0.116	0.07	0.01	1.92	1.65	1.40	0.25	MB-1 1	1式 (材料費×0.05)	0.36	0.08	750	—	0.173	0.07	0.02	3.64	2.39	2.05	0.34	MB-1 1	0.36	0.08	40～65	450	—	0.192	0.12	0.02	2.88	2.19	1.71	0.48	MB-2 1	0.47	0.15	750	—	0.277	0.12	0.03	4.58	3.17	2.50	0.67	MB-2 1	0.47	0.15	80～150	450	—	0.374	0.21	0.04	4.14	3.15	2.21	0.94	MB-3 1	0.77	0.30	750	—	0.521	0.21	0.05	6.60	4.52	3.20	1.32	MB-3 1	0.77	0.30	点検口樹	450×450	400	組	—	0.099	0.08	0.01	1.92	1.59	1.33	0.26	WPM-A450 1	1式 (材料費×0.05)	0.41	0.11	800×600	450	—	0.147	0.13	0.02	2.73	2.29	1.77	0.52	MB-2 1	0.47	0.15
細目	摘要		単位	複 合 単 価							材 料	雑材料	特殊作業員 人		普通作業員 人	その他																																																																																																																																																																																																																													
	呼び径・樹径	深さ		硬質塩化ビニル管(VP)	コンクリート	砂利地業	モルタル	型枠	根切り	埋戻し	建設発生土処理							ふた																																																																																																																																																																																																																											
				m	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>			個																																																																																																																																																																																																																												
弁樹	25以下	550	組	0.60	—	0.02	—	—	0.39	0.29	0.10	B1 1	1式 (材料費×0.05)	0.36	0.08	1式																																																																																																																																																																																																																													
	40以下	550		—	0.050	0.02	—	1.22	1.24	1.15	0.09	B1 1		0.36	0.08																																																																																																																																																																																																																														
		850		—	0.109	0.03	—	2.05	2.00	1.83	0.17	B1 1		0.36	0.08																																																																																																																																																																																																																														
	50～80	700		—	0.137	0.06	—	2.44	2.07	1.81	0.26	MHA-P300 1		0.36	0.08																																																																																																																																																																																																																														
		900		—	0.169	0.06	—	3.08	2.52	2.21	0.31	MHA-P300 1		0.36	0.08																																																																																																																																																																																																																														
	100～200	1,200		—	0.385	0.10	—	5.80	4.11	3.38	0.73	MHA-P450 1		0.41	0.11																																																																																																																																																																																																																														
量水器樹	25～32	450	組	—	0.116	0.07	0.01	1.92	1.65	1.40	0.25	MB-1 1	1式 (材料費×0.05)	0.36	0.08																																																																																																																																																																																																																														
		750		—	0.173	0.07	0.02	3.64	2.39	2.05	0.34	MB-1 1		0.36	0.08																																																																																																																																																																																																																														
	40～65	450		—	0.192	0.12	0.02	2.88	2.19	1.71	0.48	MB-2 1		0.47	0.15																																																																																																																																																																																																																														
		750		—	0.277	0.12	0.03	4.58	3.17	2.50	0.67	MB-2 1		0.47	0.15																																																																																																																																																																																																																														
	80～150	450		—	0.374	0.21	0.04	4.14	3.15	2.21	0.94	MB-3 1		0.77	0.30																																																																																																																																																																																																																														
		750		—	0.521	0.21	0.05	6.60	4.52	3.20	1.32	MB-3 1		0.77	0.30																																																																																																																																																																																																																														
点検口樹	450×450	400	組	—	0.099	0.08	0.01	1.92	1.59	1.33	0.26	WPM-A450 1	1式 (材料費×0.05)	0.41	0.11																																																																																																																																																																																																																														
	800×600	450		—	0.147	0.13	0.02	2.73	2.29	1.77	0.52	MB-2 1		0.47	0.15																																																																																																																																																																																																																														
(注) 1. 「その他」の率対象は、特殊作業員、普通作業員とする。																																																																																																																																																																																																																																													
(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）																																																																																																																																																																																																																																													
図 2.11.2 の注 (ハ) は、以下に読み替える。 <p data-bbox="395 1816 1385 1848">(ハ) 側塊は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）とする。</p> <p data-bbox="395 1848 1385 1886">(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）</p>																																																																																																																																																																																																																																													
図 2.11.5 の注 (ハ) は、以下に読み替える。 <p data-bbox="395 1937 1385 1968">(ハ) 側塊は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）とする。</p> <p data-bbox="395 1968 1385 2007">(公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）</p>																																																																																																																																																																																																																																													

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（令和8年6月版）					
2.11.6 消火 設備 2.11.6.1 - 般事項	表 2.11.18(つづき)は、以下に読み替える。					
	細目	摘要	単位	材 料 格納箱等 [組]	配管工 [人]	その他
	放水用器具格納箱 (埋込形)	放水口、ホース2本付	組	1	1.40	1式
	放水用器具格納箱 (露出形)	放水口、ホース2本付	組	1	1.25	1式
	放水用器具格納箱 (埋込形)	放水口、ホース4本付	組	1	1.40	1式
	放水用器具格納箱 (露出形)	放水口、ホース4本付	組	1	1.25	1式
	放水口格納箱 (埋込形)	放水口付	組	1	1.20	1式
	放水口格納箱 (露出形)	放水口付	組	1	1.10	1式
	屋外消火栓箱(総合形) 地上式	開閉弁、ホース、ノズル付		1	1.33	1式
	屋外消火栓箱 地上式	開閉弁、ホース、ノズル付	組	1	1.20	1式
	屋外消火栓ホース格納箱 地上式	ホース、ノズル	組	1	1.10	1式
	屋外消火栓開閉弁 地上式	単口形	個	1[個]	0.60	1式
		双口形			0.70	
	屋外消火栓開閉弁 地下式	単口形(BOX、土工事等は含まない)	個	1[個]	0.39	1式
		双口形(BOX、土工事等は含まない)			0.54	
	送水口		個	1[個]	0.75	1式
	採水口		個	1[個]	0.75	1式
	テスト弁	40A	個	1[個]	0.28	1式
		65A			0.33	
	放水口	埋込単口形	個	1[個]	0.30	1式
	消火器	粉末A-2	個	1[個]	0.09	1式
消火器 ABC	消火器(3kg、20kg、40kg、50kg)、 標示板	個	1[個]	0.18	1式	
消火器 CO2	消火器 CO2 2.3kg、 ブラケット、標示板	個	1[個]	0.18	1式	
消火器保管箱	1本用	個	1[個]	0.56	1式	
	2本用			0.73		
	3本用			0.84		
	4本用			1.12		
(注) 1. 消火栓箱及び格納箱は、墨出し、小運搬、清掃及び調整を含む。発信機及び表示灯は含まない。 2. 「その他」の率対象は、配管工とする。 (公共住宅機械設備工事積算基準（令和5年度版）の正誤表と同様）						